

電波監理審議会 有効利用評価部会（第17回） 議事録

1 日時

令和5年6月7日（水）15：00～16：30

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、若林 亜理砂

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

豊嶋 基暢（電波部長）

荻原 直彦（電波部電波政策課長）

市川 憲史（電波部電波政策課課長補佐）

(4) 事務局

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	令和4年度電波の利用状況調査(714MHz以下の無線局)に係る 電波の有効利用の程度の評価について.....	1
	(2)	携帯電話及び全国BWAに係る評価等への対応について.....	26
3. 閉	会	35

開 会

○笹瀬代理 それでは、定刻になりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第17回の会合を開催いたします。皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、私と、それから林委員は遅れて来られますので、そういうことで電波監理審議会令の第3条に基づく定足数は満たすこととなります。なお、中野特別委員は所用により御欠席ということです。

本日はウェブによる開催とさせていただきます。

また、本日の議事に関しまして、総務省から資料説明のために担当課の方に御出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

議 事

- (1) 令和4年度電波の利用状況調査（714MHz以下の無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価について

○笹瀬代理 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

まず議事の1番、令和4年度電波の利用状況調査（714MHz以下の無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価につきまして、前回の部会におきまして、335.4MHz超714MHz以下の無線局に係る調査票調査結果について議論を行いました。本日は、当該周波数について評価案の検討を行いたいと思っております。

それでは、事務局から、335.4MHz超714MHz以下の周波数帯に関する評

価案の説明をよろしくお願いたします。

○宮澤幹事 事務局の宮澤でございます。それでは、資料 17-1 を御覧いただければと思います。335.4 MHz を超え 714 MHz 以下の周波数の評価案について御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目でございます。当該周波数帯の用途やシステム名を記載してございます。また、周波数再編アクションプランで定めています移行計画などを、吹き出しとして示させていただいています。

2 ページ目の表を御覧いただければと思います。無線局数の多い順に、この周波数区分の電波利用システムについてまとめています。このページの後半部分から、具体的な分析結果や評価のまとめを行っています。

(1) の①でございますが、無線局や免許人の数に関しまして、無線局数はこの周波数区分におきましては約 234 万局、免許人数は約 45 万となっております。内訳として、多い順に、デジタル簡易無線 (350 MHz 帯と 460 MHz 帯)、アマチュア無線、アナログ方式の簡易無線などがございます。全体の約半数をデジタル簡易無線が占めているという状況になっています。

3 ページ目に移っていただければと思います。デジタル簡易無線につきましては増加傾向にありますが、一方で、アナログ簡易無線やアマチュア無線は減少しています。地上デジタル放送につきましては、無線局数はほぼ横ばいで、このテレビホワイトスペース帯を使用するエリア放送については増加していることが見てとれますが、全体としては減少傾向にございます。

この周波数区分の中で、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められているシステムにつきましては、この調査票調査対象システムとして 30 システムを特定しているところです。3 ページ目の後半から 4 ページ目にわたってこの一覧表に掲げています。これらのシステムについては、概ね減少または横ばいという状況ですけれども、特に減少数や減少の割合の大きいものにつき

ましては、次の4ページ目の真ん中に書かせていただいています。中でも、先ほどの表の中で10番、11番の災害対策水防用無線、16番、17番、18番の国交省のK-COSMOS無線、30番の中央無線、この6つにつきましては今回の調査において無線局数がゼロとなっていることを確認しています。

ページを戻っていただきまして、その下のbのところでございます。年間の送信日数につきましては、全般的に「365日」との回答が最も多く、次いで「1日～30日」となっています。5ページ目に移っていただきまして、都道府県防災行政無線（4MHz帯）の多重無線につきましては、調査結果では「送信実績なし」との回答結果でございますが、その後、事務局から当該免許人に改めて理由等を確認したところ、試験電波については毎年1回発射していることを確認していますので、ここの括弧書きに記載させていただいているところでございます。

1日の送信時間帯につきましては、24時間電波を発射しているもの、日中を中心に発射しているもの、それから特定の時間帯に発射しているといった形で、回答は様々でございました。

6ページ目のグラフを飛ばして、7ページ目に移っていただきまして、今後、3年間で見込まれる通信量の増減につきましては、全般的に「通信量の増減の予定なし」との回答が最も多かったですけれども、一部の気象援助用無線につきましては、約6割は「増加予定」との回答があったところです。

8ページ目に移っていただければと思います。cのところでございます。全般的には「デジタル方式の導入予定なし」との回答が多いものの、公共業務用テレメータ、水防テレメータ、市町村防災行政無線につきましては、令和4年度以降に導入予定であるということが確認できています。

②につきましては、この周波数区分の約半数を占めるデジタル簡易無線については増加傾向にあり、アナログ簡易無線は減少している中、もともとこの使

用期限については令和4年11月30日までとじていましたが、コロナによる影響を考慮して、使用期限を令和6年11月30日まで2年間延長しています。

9ページ目に移っていただければと思います。デジタル簡易無線のさらなる需要に応えるため、帯域拡張や不感地帯の解消などのための中継利用を可能とする制度整備を本年6月に行っております。

また、テレビホワイトスペース帯におきましては、ここを使用する特定ラジオマイクの利用について、関東管内が全国の68%ということで、非常に大きな割合を占めており、さらなる利用効率の向上を図るために、令和4年度にこのチャンネルリストの検討が行われているところです。

③の周波数再編アクションプランの対応状況につきましては、調査対象システムのうち、400MHz帯都道府県防災行政無線につきましては、260MHz帯への移行が求められています。調査結果では、この減少傾向が少し鈍化しているという状況にあります。なお、移行先の260MHz帯では、必ずしも無線局数が増えていないといった状況が見てとれます。

10ページ目に移っていただきまして、400MHz帯の市町村防災行政無線につきましても260MHz帯への移行が求められています。調査結果では40～50%台の減少があり、移行先の260MHz帯には無線局数が増えており、順調に推移しているということが見てとれました。

タクシー無線については、アクションプランでは、デジタル方式への早期移行を推進するとあります。デジタル方式への移行は進みつつある一方で、各種のデジタル無線局は少し減少しておりまして、その要因としては、コロナによる影響やタクシー配車アプリなどの利用増ということが考えられるのではないかと思います。

アナログ地域振興用MCAにつきましては、アクションプランでは、デジタル方式への早期移行を推進するとあります。また350MHz帯のマリンホン代

替システムとして利用を推進するとあります。アナログのMCAにつきましては減少しており、デジタル方式への移行は徐々に進みつつあるというところで

す。

11ページ目に移っていただきまして、マリンホーンにつきましては、令和4年11月末で全ての無線局が廃止されておきまして、この代替システムのデジタル地域振興MCAの移行も順調に進んでおり、アクションプランに基づく移行は完了しているとしています。

中央防災に関しましては、アクションプランでは、デジタル化完了となっております。今回の調査におきまして、無線局数がゼロ局となり、デジタル化が完了したことが確認されています。

④につきましては、アナログの簡易無線の使用期限ですけれども、コロナによる影響を考慮して、令和6年11月30日まで2年間延長している旨を記載しています。

12ページ目に移っていただければと思います。⑤につきましては、地上放送については、放送用周波数のさらなる有効活用や超高精細度放送の実現に向けて、令和5年度中を目途に新たな放送システムに関する技術的条件の取りまとめを行い、また、置局条件やSFN中継等に関する技術検討も進めるということになっています。

また、700MHz帯につきましては、携帯電話システムへの利用ニーズの増大を受けまして、715～718MHzの3MHz幅に新たな携帯電話システム導入に向けた検討が行われています。まさに隣接する地上デジタルテレビ放送や特定ラジオマイク等との共用検討が行われているところです。

(2)につきましては、調査票対象システムは、主に防災関係やインフラ関係のシステムですので、免許人の多くは、非常時等における国民の生命及び財産の保護と回答しており、有効利用評価方針に掲げるイに該当するということ

で、免許人の意識とも合致しております。

また、列車無線、タクシー無線、地域振興MCAにつきましても、ウの回答が多く、妥当なものと考えています。

②につきましては、調査票調査システムは、設備や装置等の対策、運用管理や体制等の対策ともに、概ね高い割合で取り組んでいることが確認できています。

13 ページ目、最後に評価のまとめとなります。この周波数区分は移動通信に適した伝搬特性を有しています。簡易無線をはじめ、タクシー無線、列車無線、特定ラジオマイクといった移動通信システムや、アマチュア無線、地上デジタルテレビ放送やエリア放送など、多様な電波利用システムに利用されています。

また、本周波数区分の無線局数は僅かに減少ということは見てとれるものの、デジタル簡易無線につきましては引き続き増加が見込まれています。

アナログ簡易無線につきましては、コロナの影響で周波数期限が延長されていますが、順調に減少しており、デジタル化が進展しているものと考えています。

デジタル簡易無線につきましては、さらなる需要増加のために制度整備が行われており、適切な対応が取られているとしています。

435 MHz帯のアマチュア無線は、他の周波数帯のアマチュアと同様に減少しておりますので、令和5年3月の制度改正等の効果によりアマチュア無線局数の数等に変化が生じる可能性について留意する必要があるということで、ここでもそのように記載しています。

調査票対象システムにつきましては、概ね周波数再編アクションプランの取組が着実に遂行されているということが確認できています。ただし、400 MHz帯の都道府県防災行政無線移行先の260 MHz帯において、無線局数があまり

増えていないといったこともございますので、今後この実際の移行先などを調査する必要があるのではないかと考えています。

地上デジタルテレビ放送につきましては、ほぼ同数の無線局が運用されており引き続き適切に利用されています。テレビホワイトスペース帯で使用する特定ラジオマイクの利用効率向上に向けた取組もなされているということで、有効利用が推進されることを期待するとしています。

最後に全体でございますけれども、全般的に、この周波数区分につきましてはデジタル化が進んでおり、地上放送や携帯電話システムにおける新たな利用に向けた取組が進んでいること、電波利用システムの重要度や社会貢献性の高さなどを考慮いたしまして、電波の有効利用が一定程度行われているとしています。

事務局からの御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○林部会長 御説明ありがとうございました。

それから、冒頭、入室が遅れまして、大変失礼いたしました。総務省の別の会議がございまして、ちょっとばたばたいたしました。

笹瀬先生、進行をどうもありがとうございました。

○笹瀬代理 こちらこそ。よろしくお願ひします。

○林部会長 先ほどの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。私からは特に質問はございません。よくまとまっていると思います。

○林部会長 ありがとうございます。

ほかに構成員の先生方、いかがでしょうか。

では、石山先生から先にお願ひできますでしょうか。

○石山特別委員 では、お先に失礼させていただきます。御説明ありがとうございました。

この周波数帯の有効利用に関しまして、アクションプランに沿って概ね順調に推移しているということで、適切な評価がされていると判断いたしました。その上でのコメントを申し上げますけれども、このアクションプランに沿った動きは、順調ではありますけれども、利用システムによってはより一層の加速が求められるようなところ、あるいは伸びが鈍っているように見えるところもあるということも分かりましたので、その点につきましては今後さらなるサポートが必要だと感じておりますし、そこに関しては総務省様の一層のてこ入れと申しますか、サポートをお願いしたいと思ひまして、私のコメントでございました。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。貴重なコメントをいただきまして感謝いたします。

すみません、前後いたしました。池永先生、お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私もこの内容で特に問題ないと思います。石山先生からコメントがありましたけれども、私からは追加では特にコメントはございません。ありがとうございました。

○林部会長 どうもありがとうございます。

ほかに先生方からいかがでしょうか。若林先生、お願いいたします。

○若林特別委員 よろしいでしょうか。すみません、お先に失礼いたします。

御説明どうもありがとうございました。私も全体的に特に異論があるところはございません。

1点、質問とコメントですけれども、5ページのところで、都道府県防災行政無線の免許人1者が「送信実績なし」ということだったのですが、実際には

試験電波を発射されているということでした。その下の例えば3-2-1の図を拝見すると、市町村のほうでも「送信実績なし」というところがありまして、こちらも同様に試験電波を発射していると考えられるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。もし試験電波を発射していないのであれば、防災のときに使えるように、年に1度ないし2度等の試験電波の発射というのは、方向としては望ましいのではないかと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。御質問もございましたので、事務局からお願いできますでしょうか。

○宮澤幹事 事務局でございます。若林先生、御質問を含めてコメントをありがとうございます。前回の部会において調査結果の御報告を行った際に、調査票対象システムのうち、1者が「送信実績なし」ということでした。これについて事務局から免許人に対して確認したところ、試験電波を毎年1回実施しているということでした。先ほど御指摘をいただいた市町村についても、確認が必要かなと思っておりますが、追加調査につきましては、担当者とも相談させていただければと思っております。

もう一つは、前回、他の周波数帯におきましても同様に「送信実績なし」ということで御評価いただいておりますので、その点も含めて事務局のほうで確認の上、御報告させていただければと考えているところです。

以上でございます。

○若林特別委員 お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○林部会長 お願いいたします。実態の確認をお願いできればと思います。

それでは、眞田先生、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 今、幾つか問題の提起はされていますけれども、それ以外、特に私のほうでは異存ございません。質問事項もございません。まとめられて

いる形で結構だと思います。

以上です。

○林部会長 どうもありがとうございます。

本日は中野特別委員は御欠席と伺っておりますので、一通り御意見は頂戴したかと存じます。各特別委員の先生方から賛同の御意見をいただきましたので、本評価案につきましてはこれにてフィックスさせていただきたいと思っております。本件については、これにて終了いたします。

続きまして、同じく議題の(1)について、調査票調査結果のうち、①26.175MHz以下、②26.175MHz超50MHz以下、それから③としまして222MHz超335.4MHz以下の3区分の周波数につきまして、加えて④総合通信局ごとの評価案の結果を行いたいと思います。これにつきましては、電波政策課の市川様から御説明をお願いいたします。

○市川補佐 電波政策課の市川でございます。私から、資料17-2に基づきまして、調査結果について御説明差し上げたいと思います。

まず、2ページを御覧ください。714MHz以下の周波数を5つの区分に分けて、これまで先生方に2つ、調査票調査対象システムが多い周波数区分から評価を御検討いただいてきておりますけれども、本日私からは、残りの3つの周波数区分について御説明差し上げるとともに、総務省の地方支分部局である総合通信局ごとの調査結果も取りまとめているので、総合通信局の調査結果を分析した中で見えてきた特徴を御参考までに紹介差し上げたいと考えております。

では、8ページを御覧ください。まず1つ目の周波数区分、26.175MHz以下の周波数帯です。こちらは、714MHz以下の周波数区分を5つに区切っている中では一番低い周波数帯です。こちらにつきましても、これまでと同様に、有効利用評価方針の評価の事項に基づきまして、①から⑩まで表形式とし、調

査結果の中から読み取れることを右側の欄に記入して、資料を用意しております。

では、①無線局の数です。こちらの周波数帯では、29万1,034局という局数です。アマチュア無線が占めている割合が非常に高い周波数区分でございますが、全体の局数の63.4%をアマチュア無線(HF帯)が占めていますが、6.2%、1万2,187局の減少という状況です。また、アマチュア無線(MF帯)もあり、こちらは周波数区分全体の局数の34.8%を占めており、6.0%、5,740局の増加という状況です。これら2つのアマチュア無線で周波数区分の無線局全体の98.3%が占められています。最初に申し上げたアマチュア無線(HF帯)が、1万2,000局を超える減少となっていますので、周波数区分全体の無線局数としては減少傾向となっております。

また、①の3つ目の矢羽根になりますけれども、こちらの周波数区分ですが、アンケート調査である調査票調査の対象システムが1システム含まれています。それが路側通信(MF帯)(特別業務の局)であり、国道とか高速道路の路側に設置されておりまして、そちらから車のAMラジオに対して渋滞情報・道路情報等を音声で提供するといったシステムです。こちらにつきましては、24局、34.8%の減少ということで局数が推移しています。

以降②から、路側通信(MF帯)(特別業務の局)の調査票調査結果に基づいて御説明を差し上げます。②無線通信の通信量ですが、年間の発射日数につきましては、路側通信(MF帯)免許人7者全てが「365日」との回答でした。

次に、発射時間帯ですが、こちらは全て「24時間電波を発射している」との回答結果でした。

②では最後の3つ目の矢羽根、今後3年間の通信量の増減予定ですが、7者のうちの6者、85.7%が「通信量の増減の予定なし」との回答、残り1者が、14.3%になりますが、「通信量は減少予定」との回答結果でした。

次の③でございます。電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況ということで、デジタル方式の導入計画の有無についての回答結果ですが、路側通信（MF帯）免許人7者全て「導入予定なし」という回答でした。

9ページを御覧ください。飛んで、⑧他の電気通信手段への代替可能性です。路側通信（MF帯）につきまして、狭域通信システム（ETC2.0）、VICS（FM多重）、VICS（光ビーコン）という3つの選択肢を挙げまして、その3つのシステムで代替できる可能性があるかということをお免許人7者に問うたところ、全員、100%の方が、3つのシステムについて「代替できない」との回答でした。

先ほど評価案を事務局から御説明差し上げた中で、評価を御検討いただくに当たって考慮いただく事項として、社会的貢献性や、災害時等を念頭に置いた運用継続性の確保の取組といったものの記載がありましたが、調査票調査の中ではそういった点についても尋ねておりますので、簡単に口頭で御紹介します。

路側通信（MF帯）の免許人7者に社会的貢献性について尋ねたところ、無線局が使用されている目的に照らしまして、「国の安全性確保及び公共の秩序維持」と、「非常時等における国民の生命及び財産の保護」という2つの選択肢に免許人7者が全て100%回答するという状況でした。免許人としては、そういった点で社会的貢献性があるという認識でした。

次に、運用継続性の確保に向けた取組ということで、設備や装置等の対策を取っているか、運用管理とか体制をつくるといったソフト面の対策を取っているかということについても設問で尋ねておりますけれども、こちらにつきましては、共に「全ての無線局について対策を実施している」ということで、7者の免許人が全て回答するという状況でした。

9ページの一番下に、路側通信（MF帯）（特別業務の局）についてのまとめを記載しています。路側通信（MF帯）ですが、周波数再編アクションプラン

では、「廃止済又は他の無線システムへの移行等に向けた検討が進展しており、引き続き検討状況について調査を行う」とされています。こちらに基づきまして調査票調査の対象システムとして選定したものです。

既に先ほど申し上げましたけれども、局数は減少しており、他方で、他の電気通信手段への代替可能性については、こちらが選択肢として挙げた3つのシステム全て「代替できない」との回答でした。路側通信（MF帯）はAM放送が受信可能なカーラジオを通じて音声で情報提供を行っているものですので、移行先システムは現時点では明確になっているものではないと考えておりますけれども、同様の方法で情報提供が可能なものが今後検討の対象になるのではないかということで、まとめの末尾に記載しております。

26.175MHz以下の周波数帯については以上です。

次に、16ページを御覧ください。2つ目の周波数区分、26.175MHz超50MHz以下の周波数帯について、同様にまとめの資料を用意しております。こちらにつきましても、調査票調査対象システムは1システムのみでございますので、①無線局の数の後、②以降は、調査票調査対象システムである水上無線について主に御紹介する内容になります。

では、①無線局の数です。こちらの周波数区分につきましては、無線局数は23万4,204局です。こちらにつきましても、アマチュア無線の割合、存在感が非常に高い周波数区分であり、81.5%をアマチュア無線（28MHz帯）が占めています。こちらは6.1%（1万2,337局）減少していますので、他のシステムでは増えているものもございますが、周波数区分全体の局数は減少傾向となっています。

次に、2つ目の矢羽根ですが、調査票調査対象システムの水上無線、こちらは1免許人、1局のシステムですけれども、局数は1局のままで、前回令和2年度の調査から変化がありませんでした。

次に、②無線通信の通信量です。水上無線につきましては、年間の発射日数は、免許人1者から「91日～180日」であるとの回答でした。発射時間帯につきましては、「24時間電波を発射している」との回答。また、今後3年間の通信量の増減予定につきましては、「増減の予定なし」との回答でした。

次に、③電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況です。こちらはデジタル方式の導入計画の有無についての回答結果を御紹介します。免許人1者からは、デジタル方式については「導入予定なし」との回答でした。

次に17ページを御覧ください。⑧他の電気通信手段への代替可能性です。水上無線につきましても、携帯電話（IP無線等）、デジタル簡易無線、デジタルMCA、高度MCAの4つを挙げ、代替可能性を問うております。こちらにつきましてもは全て「代替できない」との回答でした。

水上無線につきましても、考慮事項として評価に記載することになると考えますので、社会的貢献性や、運用継続性の確保に向けた取組の状況といったものの回答結果について口頭で御紹介いたします。まず、社会的貢献性についてです。水上無線は都道府県が開設している無線局であり、指令センターと消防艇の間を結ぶ無線システムです。消防艇は、海での火災等の災害時に消火や救助活動を行ったりするものです。そういった無線局の目的、位置づけから、社会的貢献性といったしましては、免許人は「非常時等における国民の生命及び財産の保護」及び「国の安全性確保及び公共の秩序維持」という選択肢を選んでいきます。また、運用継続性の確保に向けた取組につきましては、設備や装置等の対策、運用管理や体制等の対策ともに、「全ての無線局について対策を実施している」という回答状況でした。

水上無線につきましても、17ページの下段にまとめを記載しています。水上無線については、周波数再編アクションプランでは特段の記述は存在しませんが、総務省が令和元年度に実施した公共用無線局に係る臨時の利用状況調査

の対象となっており、その評価結果において、「設備更改が必要となった場合にデジタル方式の利用可能性を示すなど、今後の移行実現に備えて引き続き注視する」とされていますので、調査票調査の対象となりました。ただ、先ほども御紹介したとおり、局数は1局のままで変更ございませんし、無線通信の通信量の増減予定もなく、またデジタル方式の導入予定もないという回答でしたので、現状において移行は具体化していない様子がかがえるということをもとめの末尾に記載しています。

26. 175MHz超50MHz以下の周波数帯についての説明は以上です。

次に、24ページを御覧ください。714MHz以下の周波数の5つの周波数区分の中では最後になりますけれども、222MHz超335.4MHz以下の周波数帯について、まとめ資料に基づき説明します。

こちらの周波数帯ですが、調査票調査対象システムがございませんので、PARTNER（総合無線局監理システム）のデータベースを調査して、局数等をまとめた結果をここに紹介しております。

①無線局の数ですが、こちらの周波数帯の調査結果では15万4,667局です。この約15万5,000の局の約半分を消防用デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）が占めており、そちらについては0.4%（289局）増加と、ほぼ横ばいの結果となっています。また、2番目に多いのは、市町村防災行政デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）であり、周波数区分全体の40.2%を占めている現状です。こちらについては、4.3%（2,566局）の増加となっています。消防用デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）及び市町村防災行政デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）、これら2つのシステムで周波数区分全体の無線局数の約9割が占められている状況です。

こちらの周波数区分ですが、既に評価案を御検討いただいた周波数区分に含

まれている、例えば150MHz帯の市町村防災行政無線や都道府県防災行政無線、また400MHz帯の同様のシステムがデジタル化を図る際の移行先となっている周波数帯です。そのような背景から、特に市町村防災行政デジタル無線（260MHz帯）につきましては局数が増加傾向にあります。

そういった点から、①無線局の数の最後3つ目の矢羽根になりますけれども、714MHz以下の5つの周波数区分の中でこちらの周波数帯が唯一、無線局数が増加しているという結果でございます。

222MHz超335.4MHz以下の周波数帯のまとめについては以上です。

次に、29ページを御覧ください。本日私からの調査結果の御説明では最後の項目になりますけれども、総合通信局ごとの調査結果を分析して見えてくる特徴といった観点から御説明を差し上げます。

30ページを御覧ください。既に何度か御覧いただいたことがある資料かもしれませんが、714MHz以下の全体の調査結果についてまとめたページです。今回御説明差し上げるのは右側上段の赤い点線で囲んだ部分となります。こちらは、総合通信局ごとに、平成29年、令和2年、令和4年と3回の調査結果で無線局数がどうであったかということをグラフで示しているものです。当然ではありますが、関東総合通信局が最も局数が多く、近畿、東海といった順で続いています。

714MHz以下を全体で見ますと無線局数は減少していますので、地方局ごとに局数の推移を見た場合も、11ある総合通信局のうち、北海道から九州までの10の総合通信局につきましては局数が減少している現状です。その一方で、沖縄だけは、令和2年度は3万3,714局であったものが、令和4年度調査では3万3,992局ということで、若干ではありますが、278局だけ無線局が増加しています。

以降、総合通信局ごとに資料をまとめているので、そちらに沿って御紹介

させていただきます。31ページを御覧ください。北海道総合通信局です。北海道総合通信局は、全国の714MHz以下の無線局全体の7%を占めている現状です。

このページから総合通信局ごとに資料を構成しており、上段左側に5つの周波数区分ごとの無線局数の推移のグラフを記載していますが、左軸のスケールは総合通信局ごとに異なるものとなっていますので、その点は御注意いただければと思います。

北海道総合通信局の特徴を下段に記載していますが、1点目といたしまして、船舶無線が周波数区分に占める割合が全国の割合と比べて高いということに記載しています。これについては3つの周波数区分を挙げて、北海道総合通信局の船舶無線が周波数区分に占める割合が全国と比べてこれだけ高いですということを書いていますけれども、大体1.9倍から1.5倍ぐらいまでの範囲で全国の割合よりも多くなっています。

同様に船舶無線の割合が高くなっている総合通信局が幾つかございまして、北海道のほかに東北、四国、九州、沖縄で船舶無線の割合が高いということ資料に記載しています。この中でも特に沖縄は、大幅に高いという結果となっております。そちらについては沖縄のページで御紹介差し上げたいと思っております。

32ページを御覧ください。東北総合通信局です。東北総合通信局は714MHz以下の無線局数の8.9%を占めている状況です。東北総合通信局でも船舶無線の割合が高いということ以外に、特徴の2点目として、市町村防災行政デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）が周波数区分において最多となっているということに記載しております。先ほど222MHz超335.4MHz以下の周波数区分について御説明差し上げたときに、全国の単位では、消防用デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）が最多であるとお話しし

たかと思えますけれども、東北総合通信局につきましては、その順位が異なっており、市町村防災行政デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）がこの周波数区分において最多という結果となっています。

それから何が言えるかということでございますけれども、恐らく推測といたしましては、東北総合通信局の管内の市町村で、デジタル方式の無線局の導入に積極的な地方自治体、市町村というものが他の総合通信局より多い割合で存在しているということが推測として成り立つのではないかと考えております。

同じように、市町村防災行政デジタル無線が、222MHz超335.4MHz以下の周波数区分で最多の無線局となっているという総合通信局はほかにもございまして、信越総合通信局、東海総合通信局も同様の特徴を有しています。

では、33ページを御覧ください。関東総合通信局です。関東総合通信局は、714MHz以下の無線局の33.7%を占めています。

特徴については、3点挙げています。まず、衛星通信関係を一括して取り扱う傾向があるという点です。例としてオーブコム（149MHz帯）（携帯移動地球局）を挙げております。このオーブコムは、船舶とかトラック、トラクターといったものに取り付けまして、衛星との間で通信を行って、位置情報等を一括して管理できるような無線システムであり、全国で2万1,922局ございます。その全てが関東総合通信局の管内で免許を受けているという状況です。

次に、特徴の2つ目の矢羽根ですが、ある特定の無線システムについて、全国の非常に多くの割合が関東に集中している傾向があるということを紹介しております。それが航空無線（HF帯）（航空機局）と、デジタル列車無線（150MHz帯）（陸上移動局・携帯局）です。デジタル列車無線（150MHz帯）ですが、こちらは、首都圏における過密状態の対策として、関東の有力私鉄が導入を進めているものですので、自然に関東総合通信局の管内に全国の85.6%の無線局が集中しているという状況です。

最後に特徴の3つ目の矢羽根ですが、アナログ方式の簡易無線(400MHz帯)の約5割、45%が関東総合通信局に集中しているというものです。先ほど、714MHz以下の局数の33.7%を関東総合通信局が占めていますと申し上げましたけれども、それと比較して考えても、全国で約5割、45%の簡易無線(400MHz帯)が関東総合通信局に集中しているというのは、特徴として挙げてしかるべきものではないかと考えました。この簡易無線(400MHz帯)の集中について、同様の特徴を有する総合通信局としては近畿総合通信局もございます。近畿総合通信局には全部で約2割の簡易無線(400MHz帯)が集中している状況です。

次に信越総合通信局を記載している34ページを御覧ください。特徴の2つ目、市町村防災行政デジタル無線については、東北総合通信局の説明の中で申し上げましたけれども、信越総合通信局につきましては、特徴の1つ目として、アナログ方式の列車無線が周波数区分に占める割合が全国の割合と比べて高いということを記載しています。

同様に、アナログ方式の列車無線の割合が高いという特徴を有する総合通信局としては、次の北陸総合通信局や中国総合通信局もございます。

では、次の北陸総合通信局は飛ばして、36ページ、東海総合通信局を御覧ください。東海総合通信局につきましては、東北総合通信局の御説明でも紹介したとおり、市町村防災行政デジタル無線の局数が周波数区分において最多となっていますが、特に局数が多くなっており、全国の22.6%が東海総合通信局に集中しています。無線局数の推移に記載していますが、東海総合通信局は、714MHz以下の局数全体で全国の11.0%を占めている現状ですので、市町村防災行政デジタル無線についてはその約倍が東海総合通信局の管内に集中しています。

あと、同じ222MHz超335.4MHz以下の周波数区分になりますが、特徴

の2つ目の矢羽根として、県防災用デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）についても全国の約2割の無線局が東海総合通信局に集中していることを記載しています。東海総合通信局の管内においては、市町村、都道府県といった地方自治体がデジタル化に非常に積極的に取り組んでいただいているということが、こういった点から見えるのではないかと考える次第です。

次に37ページ、近畿総合通信局です。近畿総合通信局の1つ目の特徴は、都道府県防災行政無線（150MHz帯）（基地局・携帯基地局）、同（陸上移動局・携帯局）といったアナログ方式の防災行政無線について、全国の約2～3割の無線局が集中しているという点です。近畿総合通信局については、714MHz以下の無線局数の全国の13.6%を占めている現状にありますので、全国の約2～3割という数値は、比較的高い割合で集中しているということで御確認いただけたと思います。

この都道府県防災行政無線（150MHz帯）（陸上移動局・携帯局）が集中している状況としては、四国総合通信局についても同様の特徴が見てとれると考えております。

では、中国総合通信局と四国総合通信局については、既にほかの総合通信局の説明の中で特徴について言及しましたので、40ページ、九州総合通信局を御確認いただきたいと思います。

九州総合通信局については、714MHz以下の全体の無線局数の全国の9%を占めている現状です。船舶無線が多くなっていることを特徴として挙げていますけれども、その他に、先ほど東海総合通信局の説明でも申し上げたとおり、県防災用デジタル無線（260MHz帯）（陸上移動局・携帯局）の割合が非常に高くなっており、全国の約2割の無線局が、九州総合通信局に集中しているという状況です。1,334局ということで、全国の約21.3%という割合となっています。

それでは、最後に41ページの沖縄総合通信事務所を御確認ください。北海道総合通信局の説明の中で、沖縄は船舶無線が大幅に多いと申し上げましたけれども、特徴の1つ目の矢羽根はその辺りを記載しています。特に局数が多いのが26.175MHz超50MHz以下の船舶無線（27MHz帯）（船舶局・特定船舶局）であり、1,283局となっています。これは、沖縄総合通信局の周波数区分の56.52%と過半数を占めている現状です。他の総合通信局では、この26.175MHz超50MHz以下の周波数区分ですと、アマチュア無線（28MHz帯）が最も局数が多い無線システムとなっているのに対して、沖縄におきましてはこの船舶無線（27MHz帯）が最も多い無線システムとなっています。こういったものを代表として、3つ周波数区分を挙げていますが、非常に船舶無線の割合が高い現状です。

各総合通信局の特徴について簡単に申し上げますと以上です。これらの特徴について、最後に少し申し上げます。これらの特徴は、あくまで個々の電波利用システム、個々の無線局に着目して見た場合のものであるという点にご留意いただきたいと思います。これまで先生方には、様々な電波利用システムを包含した周波数区分全体の有効利用の程度の評価を検討いただいておりますが、先ほど説明したような特徴を持つ個々のシステムが総合通信局に偏在していることによって、総合通信局の周波数区分ごとに見た場合の評価が全国の評価と異なるものになるかという点、必ずしもそうは言えないのだろうと考える次第です。各総合通信局の傾向としては、全国の周波数区分ごとの調査結果とおおむね同じものとなっていますので、総合通信局の周波数区分ごとの評価についても、全国と同じようなベースで評価いただくことになるのではないかと考えております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○林部会長 市川様、どうも詳細な御説明ありがとうございました。

これにつきましても、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 市川様、どうもありがとうございました。非常にいい御説明でした。

お伺いしたいことは、周波数は全て全国で同じ周波数を割り当てるということだと思えますけれども、特に関東や沖縄で、周波数が逼迫しているという状況は生じていないという理解でよろしいでしょうか。

○市川補佐 断言できるか少し心もとない部分がございますが、逼迫まではしていないのではないかと認識しております。

○笹瀬代理 分かりました。

例えば、先ほどあった関東の場合のデジタル列車無線とか、それから航空無線等に関しては、8割強が集中しているわけで、もし逼迫した場合に関しては、これは関東だけの問題になるので、ある地域限定で周波数を割り当てることが将来的には起こる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○市川補佐 周波数割当に関しては、私から完全な回答が困難な部分ではありますが、現状でも総務省においては、総合通信局ごとに、どのように割り当てるかという計画を立てていますので、地方それぞれに状況が異なったりする部分に着目した地域ごとの計画といったものを立てて対応しているところであると認識しております。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。ちょうど今出ていますこのスライドに関して質問ですが、特にちょっと気になったのが、衛星関係の部分については関東総合通信局において登録されているということだと思うのですが、実際に移動局が電波を出している場所というのは、関東域内ではないケースもあると考えてよろしいのでしょうか。

○市川補佐 システムによって、免許状の条件といったものを見ないと具体的なところは分からないかと思いますが、例えば移動範囲は全国という形で、免許自体はその会社のある関東で受けているということも十分考えられると考えております。

○池永特別委員 ありがとうございます。先ほど笹瀬先生のほうから御質問がありましたように、その周波数の割当てに関して、総合通信局ごとに何か異なるものがあるとしたら、実際に電波をどこで出すかというのが、場所によって、どの周波数帯がどのぐらい混雑してくるかということと関わってくるのかなと思ひまして、実際に調査されている内容は、あくまでも登録されている場所がどの総合通信局かということだと理解しましたが、それで間違いないでしょうか。

○市川補佐 先生のおっしゃるとおりでございまして、こちらの調査結果は、免許を受けている総合通信局ごとに調査結果をまとめているものです。したがって、その総合通信局でこういった免許を出していますというデータに基づいて取りまとめたものです。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう1点、質問ですけれども、22ページの水上無線に関して、これには無線局数が1局となっているのですけれども、実際にその1局というのは、

電波を出す局が1局で、システムとしては、受信局はこの局数とは別に受信のみの局というのが他に何局かあるという理解でよろしいのでしょうか。1局だけでは通信にならないのではないかなというのが素朴な疑問です。

○市川補佐 ただ今の水上無線についてのお話ですけれども、確かに、1局だけだと通信が成り立たないのは御指摘のとおりだと思います。データの的には1局ということで、すみません、この場ではすぐにはお答えできないかと思えます。

○池永特別委員 分かりました。

ちなみに、受信だけする局は、無線局として免許を受ける必要はないと考えてよろしいんですか。

○市川補佐 はい。受信設備は無線局免許を受ける必要はありません。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございました。

それでは、ほかに委員の先生方から御質問等ございますでしょうか。

○石山特別委員 では、石山ですが、よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○石山特別委員 御調査いただきまして、ありがとうございました。私からは、時系列と申しますか、年系列ですけれども、無線局数の変化のところについてコメントさせていただきます。

アマチュア無線局数が随分大きく減ったということで、御説明いただきまして、大変よく分かりました。それ以外のところの無線局数の変化についてですけれども、いろいろな特徴と申しますか、あるいは変化理由についても、アマチュア無線局数ほどの大きな変化ではなかったにせよ、変化の理由について検討しておくことは、ユーザーの利用スタイルの変化と申しますか、いわゆるトレンドのようなものをフォローできるのではないかと思いますので、そのこと

は多分、周波数の有効利用にとって重要なデータになってくると思います。です
ので、こういうお願いは難しい注文とは思いますが、御検討いただきたい
なと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市川補佐 ただいま石山先生からコメントを頂戴いたしましたけれども、ま
さしく先生がおっしゃるとおり、アマチュア無線以外の無線局数について増減
理由を把握しておくのは非常に重要なことだと考えております。今回、グラフ
等を御紹介する中で、非常にアマチュア無線の数が多く、グラフが高くなって
しまうがゆえに、ほかの無線局のグラフがどうしても低く少なく見えてしまう
といった、調査結果を整理したものをどのようにご確認いただくかといった課
題も感じたりしましたので、その変化の理由の把握等も含めて、引き続き、分
かりやすい調査結果の御説明、調査結果の把握といったものに努めてまいりた
いと思っております。

○石山特別委員 ありがとうございます。難しいこととは思いますが、よろし
くお願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと存じます。

ほかにいかがでございましょうか。五十音順に聞いて恐縮でございますけれ
ども、眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私のほうから特にコメント等はございません。大変丁寧な御
説明、どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございます。

最後に、若林特別委員、お願いいたします。

○若林特別委員 ありがとうございます。私のほうからも特に質問等はござい
ません。大変詳細な御説明でよく分かりました。どうもありがとうございました。
た。

○林部会長 どうもありがとうございます。

それでは、一通り御意見等を頂戴したかと思えます。御説明については、非常に分かりやすかったということで、私も同感でございます。

本件につきましては、もしほかに御意見等特段ございませでしたら、これにて終了したいと思います。

本日の議論を踏まえまして、次回の部会において、各周波数帯及び総合通信局ごとの評価案を検討できればと思っております。併せまして、これまで検討を行ってまいりました各周波数区分の評価を全体版として取りまとめたいと思っておりますので、事務局のほうで資料の御準備方よろしくお願いいたします。

○宮澤幹事 はい。部会長、ありがとうございます。準備させていただきます。

○林部会長 よろしくお願いいたします。

市川様、どうもありがとうございました。

(2) 携帯電話及び全国BWAに係る評価等への対応について

○林部会長 それでは、続きまして、議題(2)でございます。携帯電話及び全国BWAに係る評価等の対応につきまして、検討を行います。

令和5年度の有効利用評価に向けて対応すべき課題について御検討をお願いしたいと思いますので、まずは事務局より資料の御説明をお願いしたいと思います。

○宮澤幹事 事務局の宮澤でございます。資料17-6及び17-7に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料17-6、パワーポイントの資料を御覧いただければと思います。

1ページ目を御覧ください。

令和4年度の携帯電話等の有効利用評価の取りまとめを行った際に、今後の検討課題として、下の表にございますとおり7つの項目をまとめています。

この項目の1の5G SA（スタンドアロン）の導入に係る調査、それから項目2の人口カバレッジ判定に関しましては、総務省の方で検討を進めてまいります。

また、この項目3の5G導入開設指針に係る周波数帯の評価や、項目5の3Gに係る評価の検討に当たりましては、携帯電話事業者の利用実態などをヒアリング等により事前に把握していくことが重要ではないかと考えているところでございます。

このような状況において、令和5年度の有効利用評価を実施するに当たりまして、残りの「課題4 2.3GHz帯に係る評価」、「課題6 総合通信局単位の基地局数に関する基準」、「課題7 音声トラヒックの評価」、これらに加えて、定性評価の考え方の基準を明確に定める必要があるかと思っております。今回、有効利用評価方針の改正案について検討を行えればと考えているところです。

それでは、次のページから具体的にこの項目4番、6番、7番について御説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。

まず、2.3GHz帯に係る評価でございます。この2.3GHz帯の周波数については、昨年5月にダイナミック周波数共用を前提として、5G用周波数として割り当てられているところでございます。現行の有効利用評価方針に基づきますと、5G用周波数の評価基準を適用すべきというところでございますけれども、ダイナミック周波数共用を前提としていますので、開設指針では、エリアカバーの指標として、基盤展開率や人口カバー率というものは採用してございません。また、開設計画におきましても、同じくこの基盤展開率、人口カバー率に係る計画はないといった状況でございます。こうしたことから、この2.3GHz帯の評価基準では、5G用周波数帯の評価基準としながらも、基盤展開率に係る評価基準は適用しないとさせていただければと思っております。

また、2.3GHz帯の割当て事業者は1者ですので、基地局数、人口カバー率、面積カバー率に関する相対的な評価は行わないこととなります。したがって、2.3GHz帯の周波数につきましては、実績評価においては技術導入状況のみの評価となり、進捗評価では基地局数と技術導入状況を評価することを考えているところでございます。

3ページ目を御覧いただきますと、令和5年度に2.3GHz帯の評価を行う上で、有効利用評価方針の改正（案）と、内容として示してございます。真ん中の箱の中に記載してございます有効利用評価方針の別紙3の基準において、まず2.3GHz帯の周波数については、高度特定基地局の数及び基盤展開率に係る基準を適用しないことを明確にするために、括弧書きとして「2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。」と書いてございます。

それから、5G用周波数帯の定義の中で、2.3GHz帯の周波数を追加すべく、こういった形で追記したいと思っております。

下の箱の別紙4も同様に、「2.3GHz帯開設指針により割り当てられた周波数を除く。」というように対応できればと思っております。

次に4ページ目を御覧ください。2つ目といたしまして、総合通信局単位の基地局数の評価についてです。

令和4年度の有効利用評価の進捗評価においては、基地局数の評価については、全国を対象として評価を行いました。今後は、総合通信局単位での評価を行う必要があるものと考えております。

2の考え方において、基地局数については、①の電気通信業務用基地局数と、②の5G高度特定基地局数に分けて整理してございます。

①の電気通信業務用基地局については、人口カバー率の拡大やトラフィック対策を中心に事業者は基地局の設置を進めているという観点から、令和2年度の国勢調査の人口を基に各総合通信局の人口比率を算出し、その比率を乗じて全

国の基準値から各総合通信局の数値を算出して、基準値として設定できればと考えてございます。

それから②の5G高度特定基地局については、全国を10キロ四方のメッシュに区切りまして、メッシュごとに5G高度特定基地局を整備するという、基盤展開率の考え方にに基づきまして、全国約4,500メッシュを基に、各総合通信局の基準値として設定できればと考えているところでございます。

5ページを見ていただきますと、具体的には、まず電気通信業務用基地局として、認定の有効期間が満了した周波数の評価に適用するものとして、全国の基準値を基に、各総合通信局の人口比率を乗じて基準値を設定しております。

6ページ目は、有効期間中の周波数に適用する電気通信業務用基地局ということで、基準値は5ページ目のものと同じとなっております。

7ページ目は、5G高度特定基地局に適用するというので、全国の基準値を基に、各総合通信局の基盤展開率のメッシュ比率を乗じて基準値を設定しているといったものでございます。

8ページ目を御覧いただければと思います。次に定性評価の在り方についてでございます。

令和4年度有効利用評価を踏め、定性評価の考え方をあらかじめ明確化する観点から、有効利用評価方針の中で、定性評価の基準について検討を行っております。

また、その際に、トラヒックに関する評価において、現行の評価方針ではトラヒックの増加を想定した評価基準となっているため、今後音声からデータ通信への移行といった社会の潮流に十分に対応し切れなくなる可能性があると考え、音声トラヒックの評価の在り方についても検討してございます。

令和5年度における定性評価につきましては、令和4年度に実施した評価項目①から⑤までを記載してございますが、当時整理いたしました、これらの評

価項目と評価基準の考え方を踏襲して有効利用評価方針に反映したいと考えて
ございます。

また、令和5年度の定性評価に際して、適用する基準をより明確に区別する
必要があると思っております。書きぶりを一部修正させていただきたいと
考えております。

音声トラヒックの評価につきましては、今後はデータトラヒックが中心とな
るということから、令和5年度以降は音声トラヒックをこの評価対象から外す
方向で考えたいと思っております。

9ページ目を御覧いただければと思います。評価方針の改正案の具体的な内
容を記載しています。

まず、上の箱のところでございます。現行の有効利用評価方針に、定性評価
に関する記述として、令和4年度に実施の定性評価の項目①から⑤までを追記
できればと考えております。

加えて、評価基準につきましては、令和4年度の定性評価を実施した際に整
理した評価項目ごとの評価基準の考え方をまとめた表を、評価方針に追記でき
ればと考えております。

以上が、令和5年度の有効利用評価の実施において必要な事項について、有
効利用評価方針の中で手当てをさせていただきたい内容でございます。

資料17-7におきまして評価方針の改正内容を見え消しで示しております
ので、どういう形で反映しているかについては御確認いただければと考えてお
ります。

まず2ページ目を御覧いただければと思います。2ページ目の下のところで
す。脚注について、総務省令と書いておりますところを、昨年9月30日官報
掲載されて10月1日施行となった省令名を具体的に記載しております。

それから、3ページ目を御覧ください。定性評価の基準の明確化を図る観点

から、(2) 評価の方法のイのところにて定性評価のところがございますが、そこに脚注を振って、この脚注 16 において具体的に①から⑤の項目を記載してございます。

6 ページ目を御覧いただければと思います。今回のご検討を踏まえ有効利用評価方針を改定するということになりましたら、改定した日付をこういった形で施行期日のところに追記していければと考えているところです。

それから、ページ数は飛びまして 13 ページ目を御覧いただければと思います。総合通信局単位での基地局数の基準値に関して、まず人口比率で案分した数字を 13 ページから 15 ページにわたって記載しています。

19 ページ目を御覧いただければと思います。19 ページ目は、2.3 GHz 帯の周波数を評価の対象とするためにこのように追記してございます。

飛びまして、25 ページ目から 26 ページ目、同じく総合通信局単位の基地局数の基準値について、また 28 ページ目から 29 ページ目は 5G 高度特定基地局に関する総合通信局単位の基準値ということになります。

最後は、31 ページ目から 32 ページ目にかけて、定性評価に関する項目ごとの評価の基準の考え方について表に記載しております。以上が有効利用評価方針の改正内容となります。

本日の部会と来週 12 日の部会で御検討いただきまして、御了解いただけるようでしたら、6 月期の電波監理審議会にご報告の上、御審議をいただくような形で進めていければと考えているところでございます。

長くなりましたが、事務局からの御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林部会長 宮澤様、これにつきましても勘どころを押さえた御説明、誠にありがとうございます。

これに関して御質問、御意見等ございましたら、同様にお願いしたいと存じ

ます。いかがでしょうか。

○石山特別委員 石山です。

○林部会長 お願いいたします。

○石山特別委員 よくまとめられておりまして、私からは特段のコメントはございません。おまとめいただき、ありがとうございました。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。

ほかに先生方からコメント等ございますでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。

○林部会長 お願いします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。特にパワーポイントの資料17-6の9ページ目は、この定性評価に関してよくまとまっていると思いますので、これをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか、若林先生、お願いします。

○若林特別委員 よろしいでしょうか。私も、この内容については特に異論はありません。よくまとめていただいて、内容的にはこれでよろしいと思います。

1点、質問というか、確認ですけれども、8ページのところ、今後、令和5年度以降の評価については、音声トラヒックを評価対象から外すというこの件、これ自体はよろしいかと思いますが、お聞きしたいのは、この音声トラヒックの状況について調査自体は続くという理解でよろしいのでしょうか。調査は引き続き行うけれども、特に評価はしないということでしょうか。あるいは、調査対象からも外れるということになるのでしょうか。その点だけ、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮澤幹事 事務局でございます。若林先生、御質問をありがとうございます。

調査自体は総務省の方で担当させていただいておりますが、令和5年度の調査では、音声トラヒックの調査については、引き続き実施する予定と伺っております。

○若林特別委員 承知しました。トラヒック状況がどうなっているかという調査はしたほうがいいのではないのかなと思いましたが、ちょっとお聞きした次第です。どうもありがとうございました。

○宮澤幹事 ありがとうございます。御指摘ありがとうございます。総務省の担当者にもその旨伝えさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございました。

いかがでございましょう。

池永特別委員、よろしゅうございますか。

○池永特別委員 池永です。ありがとうございます。御説明ありがとうございました。内容全体としては特に異論ございません。

1点質問は、音声トラヒックの件ですけれども、実際に通信事業者側がサービスとして音声の通話サービスを実施している中で、データのトラヒックと同様な形で音声データが流れているものについては、基本的にはデータとして取り扱うということで、音声が流れているものを外して結果を出してほしいという意図ではないということが正しく業者に伝わらないといけないのではないかと思いますので、その辺りについて検討していただけるといいかなと思いましたが、そのほかは特に問題はございません。ありがとうございます。

○宮澤幹事 池永先生、コメントをどうもありがとうございます。

調査の方法に関しては、担当者に確認をさせていただきたいと思っております。コメントをありがとうございました。

○池永特別委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○林部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 すみません。非常に瑣末なことというか、教えていただきたいのですが、17-7の27ページのところで「附表2」と書いてあるんですが、こういう表ではないものも附表というのは付けるのでしょうか。これは多分、附表1と同じだからという意味合いで附表2になっているのだろうとは予測するんですが。

○宮澤幹事 眞田先生、コメントをありがとうございます。ここは、頭に「附表2」をわざわざつける必要があるのかという御質問と理解しましたが、原案ではこういった形で整理をさせていただいてございますが、改めて事務局の方で確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○眞田特別委員 分かりました。ちょっと書き方がよく分かっていないので、これで正しいのであれば、それで結構だと思います。

○宮澤幹事 念のため確認をさせていただきます。ありがとうございます。

○眞田特別委員 それ以外は特にございません。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

確かに、言われてみればそうだなと思ってお聞きしました。事務局におかれましては確認をお願いいたします。

それでは、一通りこれも御意見を御質問も含めて頂戴したかと思えますけれども、追加で御意見、御質問等、特にないようでしたら、事務局におかれましては、また本日の議論を踏まえまして、資料を修正の上、次回の部会で改めて御確認をお願いしたいと思います。特に定性的な評価の在り方について、いろいろ悩ましいところがあるかと思えますけれども、引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局方、引き続き御準備を含めてよろしくお願ひいたします。

○宮澤幹事 承知いたしました。次回に向けて準備させていただきます。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

閉 会

○林部会長 本日用意した議事は以上でございますけれども、全体を通しまして、もし言い残した点等あればお願ひしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○市川補佐 林先生、電波政策課の市川でございます。先ほど池永特別委員から頂戴した水上無線の御質問についてうまく回答できませんでしたが、少し調べて分かったことがございましたので、追加で御報告差し上げたいと思います。

○林部会長 お願いします。

○市川補佐 失礼いたします。水上無線ですけれども、先ほど1局であるということについての御質問をいただきましたけれども、システムの抽出条件を調べてみましたところ、水上無線の概念図で言いますと、基地局である、指令センターの側にある移動しない無線局を水上無線として捉えて調査対象としているということが判明いたしました。

船舶側が受信設備のみということは恐らくないと思いますので、この指令センターの基地局との間の通信ができる、その他の無線通信もできる機能を有した無線機が船の側には取り付けられているものと考えております。

船舶側の無線局につきましては、別のシステムとして計上されている可能性があり、その点についてはまだ判然としておりませんが、以上、御報告を申し上げます。

○池永特別委員 池永です。御説明ありがとうございました。1局の理由はよく分かりました。ありがとうございます。

○林部会長 追加の御回答、どうもありがとうございました。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

特にないようでございますので、本日の議事は以上といたしまして、次回の部会開催につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○宮澤幹事 事務局でございます。本日はどうもありがとうございました。

次回の部会でございますが、日時は6月12日の月曜日、15時開催予定とさせていただきます。引き続き714MHz以下の周波数帯の有効利用に関する評価と携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針改定案につきまして御検討をお願いできればと考えてございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○林部会長 ありがとうございます。次回は、先ほど御案内がございましたように、6月12日月曜日の15時からということでございますので、御予定のほどよろしく願いいたします。

それでは、本日の有効利用評価部会をこれにて閉会したいと思います。本日も活発な御議論を頂戴しまして、誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。